

下水処理場・ポンプ場実施設計業務委託

標準仕様書

守口市環境下水道部下水道課

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第9章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 土木構造、建築構造等

(3) その他設計に必要な事項

2.8 実施設計（基本設計）および実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）

(1) 業務の内容は実施設計（基本設計）と実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）に分ける。

(2) 実施設計（基本設計）とは、実施設計（詳細設計）を行うに当たり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討をいう。

(3) 実施設計（詳細設計）とは、実施設計（基本設計）に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計（詳細設計）図書等という。〕の作成業務をいう。

(4) 増設実施設計（基本設計・詳細設計）

① 増設実施設計（基本設計）

増設実施設計（基本設計）とは、「(2)の実施設計（基本設計）」に基づいて実施する増設実施設計（詳細設計）に先立ち、対象施設の基本設計を見直さなければならない場合に行う基本設計図書の作成業務をいう。

② 増設実施設計（詳細設計）

増設実施設計（詳細設計）とは、「(2)の実施設計（基本設計）」又は「①の増設実施設計（基本設計）」に従い、既存施設に連続して建設するために必要な設計図書（設計図・計算書等）の作成業務をいう。

第3章 実施設計（基本設計）

3.1 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

(1) 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項

実施設計（基本設計）業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(イ) 基本条件の確認

① 行政区域

現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域
用途地域、公害関係規制区域等

② 上位計画等

環境基準、公害防止計画、流総計画等

③ 処理区域・排水区域

地形，気象，地質，地下水等の自然的条件，地盤沈下の状況，浸水状況等

④ 下水道全体計画

計画区域，計画人口，排除方式，計画下水量，幹線ルート，ポンプ場及び処理場の位置，設置数，規模，年次別流入下水量等

⑤ 処理場計画

流入管計画，放流管計画，放流河川計画，計画汚水量，計画雨水量，計画水質等

(ロ) 処理方式・フローシートの検討

処理方式・フローシートは，次の各事項を考慮して，総合的な見地から定めること。

① 流入下水の水質，水量及び水温

② 放流水域の水質の許容限度

③ 放流水域の現在及び将来の利用状況

④ 処理場の立地条件，建設費，維持管理費，操作の難易

⑤ 施設の初期段階における最適処理方法についての検討

⑥ 法律等に基づく規制

(ハ) 維持管理基本構想の検討

① 管理制御方式の検討

処理場内の管理制御方式，ポンプ場，処理場相互の管理制御方式の検討を行うこと。

② 維持管理体制の検討

標準的維持管理体制及び，制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

(ニ) 配置計画の検討

① 配置計画

経済性，維持管理の難易，環境条件等を考慮し，配置計画を確認すること。

② 配管，配線計画の検討

①の配置計画の比較検討に併行し，場内各種主配管，主配線ルートを立案すること。

③ 施設計画等の検討

平面計画・立面計画（機器の配置），管廊計画（配管，ケーブル等の収容），機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

(ホ) 施設設計

① 容量計算

設計負荷，余裕，予備，初期投資の大小等を検討し，容量，出力を確認すること。

② 形式，機種等の検討

維持管理の容易さ，経済性，機能等に関して比較検討。

③ 主要機器の運転操作方式，計装制御方式の検討

④ 環境整備計画の検討

換気脱臭，防音防振，排煙，危険物，高圧ガス，緑化，場内道路，場内排水等を検討すること。

(へ) 水位関係の検討

① ポンプ揚程

放流先水位，再揚水ポンプ等の比較検討

② 水理計算

③ 計画地盤高と施設レベル

(ト) 施工方式の比較検討

施工方式については，土質調査資料，周辺状況，その他関係資料等を考慮し，工事施工方法ごとの概算コスト比較，必要工期，施工の難易度，工事公害の検討を行うこと。

(2) 基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木，建築，機械及び電気の各部門とその相互関係を

明らかにする実施設計（基本設計）図書を作成すること。実施設計（基本設計）図は次に示す内容とし，縮尺1/100～1/200を標準とする。

ただし，一般平面図，その他これによって不都合な場合は，発注者との協議による。

(イ) 事業計画の検討

① 処理場の概算事業費の算出

② 処理場の建設事業計画の検討

(ロ) 基本設計図

① 土木関係

a) 一般平面図

b) 水位関係図

c) 構造図

1) 平面図

2) 縦断面図

d) 場内各種排水平面系統図

e) 場内整備平面計画図（場内道路，門，さく，塀，場内造成等）

② 建築関係

a) 意匠図

1) 各階平面図

2) 立面図

3) 断面図

4) 求積図表（概算値）

b) 建築機械設備

1) 概略系統図（衛生，換気，空調）

2) 主要機器配置図

- c) 建築電気設備
 - 1) 概略系統図（照明，動力幹線，火報，電話，放送，時計等）
 - 2) 主要機器配置図（盤類）
- d) 全体鳥瞰図（カラー仕上）

③ 機械関係

- a) 基本フローシート
水処理，汚泥処理，用水，空気，ガス，油等
- b) 機器配置計画図（主要機器）
 - 1) 全体配置平面図
 - 2) 施設毎配置平面図
 - 3) 施設毎配置断面図
- c) 主要配管系統図（ルート及びスペース）

④ 電気関係

- a) 構内一般平面図
- b) 主要配電系路図（ルート及びスペース）
- c) 単線結線図（受電～低圧主幹）
- d) 主要機器配置平面図（主として中央管理室，電気室，自家発電機室）
- e) 計装設備図（主要計測及び操作フローシート）

(3) 実施設計（基本設計）図書（確認及び検討書，図面等）の作成

実施設計（基本設計）図書（確認書，検討書及び図面等）は，「（1）実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「（2）基本設計図作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成，まとめるものとする。

(イ) 共通事項

- ① 基本条件確認書
- ② 処理法式検討書
- ③ 維持管理方式検討書
- ④ 資源有効利用計画検討書（汚泥，再生水，熱，建設副産物等）
- ⑤ 環境対策検討書
 - a) 換気，脱臭計画
 - b) 防音，防振計画
 - c) 脱硫，排煙処理計画
 - d) 高圧ガス等の防護計画
 - e) 場内整備計画
- ⑥ 構内水利用計画検討書
- ⑦ 事業計画の検討書

(ロ) 土木関係

- ① 施設配置計画，水位関係の検討，容量計算，水理計算書

- ② 基礎支持形式の比較検討書
- ③ 仮設計画検討書
- (ハ) 建築関係
 - ① 平面計画検討書
 - ② 特殊構造の検討書
 - ③ 建築設備計画検討書
- (ニ) 機械関係
 - ① 主要機器構成計画（基本フローを含む。）
 - ② 設備容量計画
 - ③ 水利用計画
 - ④ 油類利用計画
 - ⑤ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
 - ⑥ 主要機器重量表
- (ホ) 電気関係
 - ① 使用電力需要計画
 - ② 受変電及び負荷設備計画
 - ③ 自家発電設備計画
 - ④ 制御電源設備計画
 - ⑤ 監視制御設備計画
 - ⑥ 計装設備計画
 - ⑦ 主要機器構成計画
 - ⑧ 主要機器重量表

第4章 実施設計（詳細設計）

4.1 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が提供した資料，又は受注者の調査した項目について，整理し，確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお，確認された実施設計（基本設計）図書のうち実施設計（詳細設計）で使用できるものは，再使用を妨げない。

(イ) 土木関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 水理計算書
- ⑤ 容量計算書

(ロ) 建築関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 設備設計計算書

(ハ) 機械関係

- ① 設備容量計算書
能力，台数，出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全性，安定性に対する検討書
- ④ 主要機種重量表及び建築荷重設定表

(ニ) 電気関係

- ① 設備容量計算書
能力，台数，出力等
- ② 運転操作概要書
- ③ 主要機器重量表及び建築荷重設定表

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は，次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ) 土木関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図
- ③ 構造図
 - a. 平面図
 - b. 縦横断面図
 - c. 杭配置図
- ④ 詳細図
設備（機械，電気）との取合図及び箱抜き図

- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥ 場内管きょ配管図（平面図，縦横断面図）
- ⑦ 場内排水管，マンホール，ます構造図
- ⑧ 場内道路，門，さく，塀，場内整備図等
- ⑨ 工事特記仕様書

（ロ）建築関係

- ① 建築意匠図……案内図，配置図，求積図，仕上表，平面図，立面図，断面図，矩計図，詳細図，展開図，天井伏図，建具表，工事特記仕様書，箱抜き図
- ② 建築構造図……伏図，軸組図，断面リスト，ラーメン図，配筋詳細図
- ③ 建築機械設備図
 - 系統図，平面図，断面図及び必要部分の詳細図
- ④ 建築電気設備図
 - 電灯，非常用照明，設備動力，電気時計，火災報知，電話，拡声，テレビ共聴等
 - a. 系統図
 - b. 各階配線平面図
- ⑤ 主要建物（沈砂池・ポンプ室，ポンプ室，管理棟，自家発電機室，汚泥処理棟，送風機室）の透視図（カラー仕上）

（ハ）機械関係

- ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- ② 全体配置平面図
- ③ 配置平面図（施設ごと）
- ④ 配置断面図（施設ごと）
- ⑤ 配管全体図
- ⑥ 水位関係図，箱抜き参考図（土木に準ずる）
- ⑦ 工事特記仕様書

（ニ）電気関係

- ① 構内一般平面図
- ② 単線結線図
- ③ 主要機器外形（参考寸法）図
- ④ 機能概略説明図（計装フローシート，監視制御システム系統図）
- ⑤ 主要配線，配管系統図
- ⑥ 配線，配管布設図（ラット，ダクト，ピット）
- ⑦ 接地系統図
- ⑧ 機器配置図（⑥との共用含む）
- ⑨ 工事特記仕様書

（４）工事設計書の作成に関する作業

受注者は，発注者の示す様式，資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書（材料）
- (ロ) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

第5章 増設実施設計（基本設計・詳細設計）

5.1 増設実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

増設実施設計（基本設計）業務は、

- ① 施設設計
- ② 水位関係の検討
- ③ 施工方法比較検討
- ④ 基本設計図書作成

を行い、増設実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。図書の作成は「3.1 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

5.2 増設実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

増設実施設計（詳細設計）業務は、「4.1実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

第6章 改築実施設計（基本設計・詳細設計）

6.1 改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、改築実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

(1) 改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項

改築実施設計（基本設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

(イ) 課題の確認

① 法令等の確認

下水道法，都市計画法，水質汚濁防止法，大気汚染防止法，振動規制法，騒音規制法，悪臭防止法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，肥料取締法等

② 上位計画等の確認

流域別下水道整備総合計画，特定水域高度処理基本計画，都道府県構想，再生水利用基本計画，下水汚泥処理総合計画，長寿命化計画，耐震化計画等

③ 既存施設の課題の確認，整理

計画諸元等の変更への対応，法令・規準等の改定への対応，社会的ニーズ・水準への対応，運転実績による施設の改善要求への対応等

④ 事業計画等の内容確認

(ロ) 仕様及び施工方法の検討

① 資料収集及び現地調査

設計図書,完成図書,改築等の調査・診断報告書,維持管理記録,現地調査(既設構造物,既存機械・電気設備)等

②施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応の検討(労働安全基準,消防法,建築基準法,公害防止条例等),施設の容量計算,水理計算,負荷計算,既設設備の改善策の検討(浸水対策,腐食対策等),省エネルギー,省資源,省力化に対応した機種検討,機器配置,配管・配線ルート等の配置計画の検討,搬出入計画の検討,耐荷重能力,耐震性等の構造計画の検討等,その他の改築実施設計(基本設計)図書作成に必要な作業

③施工方法の検討

制約条件の整理,仮設計画の検討,代替施設計画の検討,段階的施工計画の検討等

(ハ)改築事業量の算定

- ①工種別(土木,建築,機械,電気)
- ②財源別(補助対象事業費,単独事業費)
- ③年度別事業計画

(2)改築実施設計(基本設計)図書の作成に関する作業

改築事業計画の検討並びに土木,建築,機械及び電気の各部門との相互関係を明らかにする改築実施設計(基本設計)図書を作成すること。改築実施設計(基本設計)図書は次に示した内容とし,縮尺1/100~1/200を標準とする。

ただし,一般平面図,その他これによって不都合な場合は,発注者との協議による。

(イ)事業計画の検討

- ①処理場の概算改築事業費の算出
- ②処理場の改築事業計画の検討

(ロ)改築実施計画図

終末処理場実施設計の基本設計図に準じる。

(3)改築実施設計(基本設計)図書(確認書,検討書および図面等)の作成に関する作業

改築実施設計(基本設計)図書(確認書,検討書および図面等)は「(1)改築実施設計(基本設計)を実施する上で検討又は確認する事項」で行った検討・確認事項及び「(2)改築実施設計(基本設計)図書の作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成,まとめるものとする。

(イ)共通事項

- ①基本条件,制約事項等の確認書
- ②施設仕様の検討書
- ③施工方法の検討書(仮設計画・代替施設計画検討,旧施設との切替方式検討等)
- ④概算工事費算定書
- ⑤年度別事業実施計画書(段階的施工計画の検討)
- ⑥その他必要な検討書

(ロ)土木関係

- ①施設配置計画, 水位関係検討, 容量計算書, 水理計算書
- ②基礎支持形式の比較検討書
- ③仮設計画検討書

(ハ) 建築関係

- ①改築実施設計検討書
- ②特殊構造の検討書
- ③基礎支持形式の比較検討書
- ④仮設計画検討書
- ⑤建築設備計画検討書

(ニ) 機械関係

- ①主要機器構成計画(基本フローを含む)
- ②設備容量計画
- ③水利用計画
- ④油類利用計画検討書
- ⑤主要機器搬出入計画(主要機器寸法を含む)
- ⑥主要機器重量表

(ホ) 電気関係

- ①使用電力需要計画
- ②受変電及び負荷設備計画
- ③自家発電設備計画
- ④制御電源設備計画
- ⑤監視制御設備計画
- ⑥計装設備計画
- ⑦主要機器構成計画
- ⑧主要機器重量表

6. 2 改築実施設計(詳細設計)図書の作成に関する作業

改築実施設計(詳細設計)業務は, 次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い, 改築実施設計(詳細設計)図書としてまとめなければならない。

(1) 改築実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

改築実施設計(詳細設計)業務において, 次の事項を確認しなければならない。

- (イ)受注者は, 改築実施設計(詳細設計)業務を進めるに当たり, 設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ)土木建築構造物の計算に先立ち, 構造分類に基づいた設計条件, 荷重条件, 設備機器の重量表, 主要形状寸法一覧表, 主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (ハ)工事の施工に必要な代替施設, 池・水路等の締切り・切廻し用構築物, 排水用施設・設備, 補強用構築物, 搬出入用構築物等(以下, 仮設構築物等という。)の要否の確認及

びその設置・撤去方法,設計条件,荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 改築実施設計(詳細設計)業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は,発注者が提供した資料,又は受注者が調査した事項について,整理し,確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお,確認された基本設計図書のうちで,改築実施設計(詳細設計)で使用できるものは,再使用を防げない。

(イ)土木関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書
- ③仮設計算書
- ④水理計算書
- ⑤容量計算書
- ⑥施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ロ)建築関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書
- ③設備設計計算書
- ④施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ニ)機械関係

- ①設備容量計算書
能力,台数,出力等
- ②機器リスト表
- ③特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④主要機器重量表及び建築荷重設定表
- ⑤機器搬出入計画書
- ⑥施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ホ)電気関係

- ①設備容量計算書
能力,台数,出力等
- ②運転操作概要書
- ③主要機器重量表及び建築荷重設定表
- ④機器搬出入計画書
- ⑤施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(3)詳細設計図の作成に関する作業

受注者は,改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ)土木関係

- ①一般平面図

②水位関係図

③構造図

a)平面図

b)縦横断面図

c)杭配置図

④詳細図

設備(機械,電気)との取合図および箱抜き図

⑤配筋図(鉄筋加工図は数量計算書に記入)

⑥既設撤去図

⑦工事特記仕様書

(ロ)建築関係

①建築意匠図 案内図,配置図,求積図,仕上表,平面図,立面図,断面図,矩計図,
詳細図,展開図,天井伏図,建具表

工事特記仕様書,箱抜き図

②建築構造図 伏図,軸組図,断面リスト,ラーメン図,配筋詳細図

③建築機械設備図

系統図,平面図,断面及び必要部分の詳細図

④建築電気設備図

電灯,非常用照明,設備動力,電気時計,火災報知,電話,拡声,テレビ共聴等

a)系統図

b)各階配線平面図

⑤既設撤去図

(ハ)機械関係

①フローシート(全体及び施設又は設備ごと)

②全体配置平面図

③配置平面図(施設ごと)

④配置断面図(施設ごと)

⑤配管全体図

⑥水位関係図,箱抜き参考図等(土木に準ずる)

⑦既設撤去図

⑧工事特記仕様書

(ニ)電気関係

①構内一般平面図

②単線結線図

③主要機器外形(参考寸法)図

④機能概略説明図(計装フローシート,監視制御システム系統図)

⑤主要配線,配管系統図

- ⑥配線,配管敷設図(ラック,ダクト,ピット)
 - ⑦接地系統図
 - ⑧機器配置図(⑥との共用を含む)
 - ⑨既設撤去図
 - ⑩工事特記仕様書
- (4) 工事設計書の作成に関する作業
- 受注者は,発注者の示す様式,資料により次のものを作成すること。
- (イ)数量計算書(材料)
 - (ロ)工期算定計算書
 - (ハ)見積依頼書
 - (ニ)工事設計書(金抜設計書)

第7章 照査

7.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し,十分な比較検討を行うことにより,業務の高い質を確保することに努めるとともに,さらに照査を実施し,設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

7.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため,相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

7.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保,施設の耐久性及び環境条件に対する適応性,柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 実施設計(基本設計)

- (イ)基本条件の確認内容に関する照査
- (ロ)検討の方法及びその内容に関する照査
- (ハ)土木設計,建築設計(建築機械,建築電気を含む),機械設計,及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

(2) 実施設計(詳細設計)

- (イ)設計計画の妥当性(設計方針,設計条件等)の照査
- (ロ)各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ)各種設計図の適切性に関する照査
- (ニ)各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第8章 提出図書

8.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

8.2 実施設計（基本設計）提出図書

(1) 実施設計（基本設計）検討書	A4判製本	3部
(2) 実施設計（基本設計）図	A3判折たたみ製本	3部
(3) 鳥瞰図	A2判着色仕上額縁入	1部
(4) 鳥瞰図写真	四ツ切カラープリント	3部
(5) 電子成果品		1式

8.3 実施設計（詳細設計）提出図書

(1) 土木建築関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A4又はA3判製本	3部
(ハ) 工事特記仕様書（土木）	A4判製本	3部
工事特記仕様書（建築）	A3判折りたたみ製本	3部
(ニ) 工事設計書	A4判	原稿
(2) 機械関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A4又はA3判製本	3部
(ハ) 特記仕様書	A4判製本	3部
(ニ) 工事設計書	A4判	原稿
(3) 電気関係		
(イ) 実施設計（詳細設計）図	A3判折たたみ製本	3部
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A4又はA3判製本	3部
(ハ) 特記仕様書	A4判製本	3部
(ニ) 工事設計書	A4判	原稿
(4) 議事録	A4判	3部
(5) 電子成果品		1式

第9章 参考図書

9.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 発注者の土木工事一般仕様書
- (2) 発注者の建築工事・建築設備工事一般仕様書

- (3) 発注者の機械設備工事一般仕様書
- (4) 発注者の電気設備工事一般仕様書
- (5) 日本産業規格(JIS)
- (6) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (7) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (8) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (9) 日本農業規格(JAS)
- (10) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (11) 内線規程(日本電気協会)
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (13) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (16) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－(日本下水道協会)
- (17) 水理公式集(土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－
(日本建築学会)
- (21) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－(日本建築学会)
- (22) 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説(壁式鉄筋コンクリート造編)(日本建築学会)
- (24) 土木製図基準(土木学会)
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事設計図書作成基準及び同解説
(公共建築協会)
- (26) 機械製図基準JIS ハンドブック5(日本規格協会)
- (27) 電気記号JIS ハンドブック7(日本規格協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(電気設備工事編)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(機械設備工事編)
- (31) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
(全日本建設技術協会)
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説/揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説

- (河川ポンプ施設技術協会)
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書
(建築工事編)(公共建築協会)
 - (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書
(電気設備工事編)(公共建築協会)
 - (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書
(機械設備工事編)(公共建築協会)
 - (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準
(公共建築協会)
 - (39) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
(公共建築協会)
 - (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
(公共建築協会)
 - (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書
(建築工事編)(公共建築協会)
 - (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書
(電気設備工事編)(公共建築協会)
 - (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書
(機械設備工事編)(公共建築協会)
 - (44) ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
 - (45) ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設
技術協会)
 - (46) 水門・樋門ゲート設計要領(案) (ダム・堰施設技術協会)